

高石市社会資本個別施設計画  
～ 道路附属物（横断歩道橋） ～

令和4年3月  
(令和6年3月 改訂)

高石市 土木部 土木管理課

## 目 次

### 0. 個別施設計画策定の目的

### 1. 対象施設

### 2. 計画期間

### 3. 対策の優先順位（補修計画の方針）

### 4. 道路附属物（横断歩道橋）の状態

### 5. 対策内容、実施時期

#### 5.1 点検頻度

#### 5.2 対策内容と実施時期

### 6. 対策費用

## 0. 個別施設計画策定の目的

全国の道路（国道および都道府県道）にある橋梁約14万橋の内、約4割は、高度成長期（1960年代～1970年代）に集中的に建設されており、老朽化等によるコンクリート部材のひびわれおよび剥離・剥落、鋼部材の腐食・亀裂等の損傷が顕在化している。損傷の発生は、交通事故の起因、補修工事による通行規制および交通止め、車両や人への第三者被害等、道路交通の安全性や経済性に多大な影響を及ぼすものである。

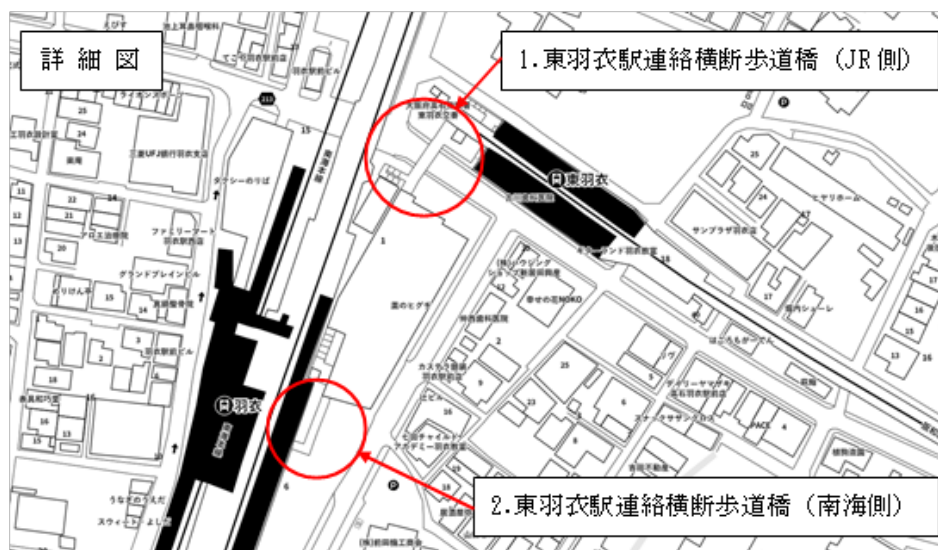
大阪府高石市が管理する道路附属物としての横断歩道橋は、令和5年度現在で1橋ある。現在横断歩道橋は新しく直ちに修繕が必要となるものではないが、今後、老朽化が進行すれば、更新にかかる財政的な負担が飛躍的に増大することが予想される。

このため、従来の事後的な修繕および架替えから、予防的な修繕および計画的な架替えへと転換を図り、長寿命化により、修繕や架替えに係る費用の縮減と平準化を図ることに加え、新技術等の活用を検討を行い、更なる費用の縮減や事業の効率化などに努めることを目的に道路附属物（横断歩道橋）の個別施設計画を策定するものである。

# 1. 対象施設

当該計画は本市の道路附属物（横断歩道橋）について定めたものである。本市の横断歩道橋数は1橋（令和6年3月29日現在）であり、諸元については下記表のとおりである。

施設名	路線名	道路種別	架設年度西暦	橋梁形式	所在地	橋長(m)	径間数	幅員(m)	桁下～地表面(河床)(m)	備考	
東羽衣駅連絡横断歩道橋	市道東羽衣駅筋	市町村道	2019	鋼床版飯桁橋	高石市東羽衣1丁目	52.22	5	3.8	4.8	渡り部(JR側) 階段部(JR側)	
						23.75					2.2
						22.75					1



## 2. 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は、5年とする。

## 3. 対策の優先順位（補修計画の方針）

令和5年度時点で横断歩道橋は1橋のみであるが、今後増加した場合、補修については、点検結果の損傷具合の判定を最優先事項とし、路線の重要性、交通量等を考慮し補修の優先順位を決定する。

## 4. 道路附属物（横断歩道橋）の状態

令和4年度に高石市が管理する道路附属物（横断歩道橋）の1橋（令和4年度時点）について、点検を行った。

点検結果については、次表のとおりである。

424_200011	東羽衣駅踏切横断歩道橋 (R側)	高石市役所	東羽衣駅筋	18	10.000	74.000	0.135	I
424_200012	東羽衣駅踏切横断歩道橋 (常盤側)	高石市役所	東羽衣駅筋	19	10.000	74.000	0.135	I

### ■集計結果

I (健全) :	1 橋
II (予防保全):	0 橋
III (早期措置):	0 橋
IV (緊急措置):	0 橋
合 計 :	1 橋

## 5. 対策内容、実施時期

### 5.1 点検頻度

点検については、道路法施行規則に従い、5年ごとに実施し、新設された横断歩道橋については、大阪府橋梁点検要領に基づき、架設から2年経過後に点検を実施する。

### 5.2 対策内容と実施時期

令和4年度に実施した点検について、判定の結果現状はⅠ（健全）であるため、Ⅱ（予防保全）以上となった際に対策を実施する。その他維持修繕が必要な場合は随時実施するものとする。

## 6. 対策費用

「5.2 対策内容と実施時期」の対策費用については、該当年度の予算成立をもって事業を実施する予定とする。